

## スポーツ・レクリエーション施設利用協定書

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会（以下「甲」という。）と、株式会社勤労施設（以下「乙」という。）は、次のとおり施設利用協定を締結する。

（指定）

第1条 甲は、甲が行う兵庫県中小企業従業員共済事業の会員及びその家族並びに同伴者（以下「会員等」という。）の福利厚生を図るため別表1に掲げる乙が経営する施設を指定し、会員の利用に供する。

（周知）

第2条 甲は、施設の利用について乙と協定したことを、広報誌等により会員に周知する。

（協定料金）

第3条 甲の会員が乙を利用する場合、甲が発行するファミリーパックの会員証（以下「会員証」という。）を提示することにより、別表2に定める協定料金（以下「協定料金」という。）を支払うものとする。

2 乙は、甲に対して一般料金と前項の協定料金との差額を請求しない。

（利用補助金）

第4条 乙は、甲が発行する「スポーツ・レクリエーション施設利用券（様式第1号）」（以下「利用券」という。）を会員が提出した場合には、利用券の太枠内に必要事項が記載されているか確認のうえ、協定料金から次の補助金を差し引いた金額で利用させるものとする。

ただし、利用券は、1施設利用につき1人1日1利用1枚に限るものとし、協定料金が利用券の額面に満たない場合や、施設利用にかかるその他の料金の支払い、または、必要事項が記載されていない場合には使用できないものとする。

利用補助金 本人 300円・家族 200円

2 前項の利用補助金は、乙の請求により甲が負担するものとする。

（請求方法）

第5条 乙は、利用補助金を請求するときは、請求書に使用済の利用券を添えて、原則として当月分を翌月10日までに請求するものとする。

2 乙は、前項の請求について、甲が別に定める利用券事務手数料制度要領（以下「要領」という。）に基づき、利用券に係る事務手数料（以下「手数料」という。）を甲に支払うものとする。

3 手数料は、利用券の請求額から、要領に基づく手数料を甲が引き去る方法により徴収するものとする。

4 甲は、請求内容を確認のうえ、乙から請求のあった月末（休祭日の場合は

その翌日)に、原則として乙の指定する預金口座に振込むものとする。

- 5 甲は、前項の請求に関し、必要に応じ書類の提出を求め、又は検査をすることができるものとする。
- 6 乙が、偽りその他不正な手段により利用券による支払いを受けたときは、その全額又は一部を甲に返還するものとする。

#### (免責・損害)

第6条 会員が利用券を使用する場合、乙は、利用券が正当なものであることを確認するとともに、厳重な管理のもとに利用券を取り扱うものとする。

- 2 乙が甲からの勧告にも拘わらず前項の義務を果たさなかった場合、甲は第5条第1項に定める金額を乙に支払う責任を免れるものとする。

ただし、乙の厳重管理にもかかわらず、会員による不正使用が行なわれるなどの事態が生じ乙が損害を蒙ることとなった場合には、甲、乙協議のうえ支払額を決定するものとする。

- 3 会員が本契約にもとづき施設利用等を行った場合において、会員との間に生じた一切のトラブルについては、すべて乙と会員との間で解決するものとする。

ただし、利用券不正使用などの、利用券に関するトラブル等については、甲を交えて解決を図るものとする。

#### (協 議)

第7条 乙は協定料金等の協定内容を変更しようとする時は事前に、甲に通知する。

#### (契約の変更)

第8条 本協定の定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

#### (個人情報の保護及び秘密の保持)

第9条 乙は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当っては、個人の利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は、本契約に基づく施設利用行為等から知り得た会員情報等を当該目的以外に使用し、あるいは他人に漏らしてはならない。
- 3 甲及び乙は、相手方から開示を受けた全ての情報及び資料を善良なる個人情報管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、事前に甲の書面による承諾がない限り、これを第三者に対して開示してはならない。

#### (契約の解除・暴力団等の排除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する時は、本契約の期間中であってもこれを解除することができる。

- (1) 乙が本契約の義務を履行しない時。

- (2) 甲が本契約の存続を不相当と認めた時。
- 2 甲は、前項により本契約を解除した場合は、すでに利用し終えた施設利用行為等に対応するもので甲が止むを得ないと認めた場合に限り、利用券に見合う金額を乙に支払うものとする。
- 3 乙は、本契約の解除に際して前項に定めるもののほかは、甲に対し損害賠償の請求をすることができないものとする。
- 4 甲および乙は、現在および将来において、次の事項について表明し保証する。
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、またはその他の反社会的勢力に該当する者（以下、「暴力団等」という。）ではないこと。
  - (2) 暴力団等が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するものではないこと。
  - (3) 甲または乙の事業を支配する者または事業を監査する者が暴力団等ではないこと。
  - (4) 暴力団等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するものではないこと。
- 5 甲または乙が前項各号に違反する場合、あるいは甲または乙（それらの役員を含む。）が次の各号に該当した場合には、当該甲または乙の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方はこの契約またはこの契約に基づく各取引の全部もしくは一部を解除することができる。
- (1) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合。
  - (2) 相手方に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合。

(有効期限)

第11条 本協定の有効期限は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

ただし、期間満了日の2ヶ月前までに甲、乙いずれからも更新拒絶の意志表示が書面にて示されないときは、本契約は同一条件にて更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

以上の協定を証するため、本書2通を作成し甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 神戸市中央区下山手通6丁目3-28  
公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会  
理事長 楠見清 印

乙 兵庫県神戸市中央区〇〇〇〇〇〇〇〇  
株式会社勤労施設  
取締役社長 勤労太郎 印

第1条  
別表 1

施設の名 称	所在地及び電話番号及びFAX番号
ほのぼのスポーツセンター	〒650-0011 兵庫県神戸市中央区下山手通〇丁目〇番〇号 TEL 078-351-0000 FAX 078-341-0000

第3条  
別表 2

区分		一般料金	協定料金 割引 (A)	甲の負担額 (B)	消費税込 利用者の 負担額 (C)
利用料金	本人	700 円	600 円	300 円	300 円
	家族	700 円	600 円	200 円	400 円

※会員証提示にて同伴者を含めて協定割引料金適用

※他のサービス特典との併用不可

様式第1

<p>2905 29ファミリーバックスポーツレクリエーション施設利用券 記載漏れ無効 会員(本人)用 300円 有効期限 / 平成29年9月30日 期限を過ぎたものは使用できません。 ①発行の日は、裏面の注意事項を必ずお読みください。 ②種内まで記入してください。</p> <p>9月30日まで有効</p>	<p>2906 29ファミリーバックスポーツレクリエーション施設利用券 記載漏れ無効 会員(本人)用 300円 有効期限 / 平成30年3月31日 期限を過ぎたものは使用できません。 ①発行の日は、裏面の注意事項を必ずお読みください。 ②種内まで記入してください。</p>	<p>2907 29ファミリーバックスポーツレクリエーション施設利用券 記載漏れ無効 家族会員用 200円 有効期限 / 平成30年3月31日 期限を過ぎたものは使用できません。 ①発行の日は、裏面の注意事項を必ずお読みください。 ③種内まで記入してください。</p>
---	--	--

